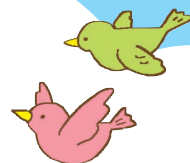


5

認知症になっても地域で安心して生活するためのヒント



認知症の人を在宅で介護するには、決して1人で無理をせずに、仲間や相談できる人を見つけることが大切です。各種サービスや相談窓口を上手に使うことによって、本人の認知症の進行を予防し、生活リズムを整えることができます。ひいては、それが、家族の介護負担の軽減にもつながります。

サービスを手頃に使いましょう

1 介護保険サービス

通所系サービス

- デイサービス ● デイケア
- 認知症デイサービス など

泊まり系サービス

- ショートステイ

訪問系サービス

- 訪問介護 (ホームヘルプ) ● 訪問入浴介護
- 訪問看護 ● 居宅療養管理指導 など

訪問・通所・泊まり系サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 など



居宅介護支援事業者



介護支援専門員(ケアマネジャー)との話し合いの結果、様々なサービスが受けられます。

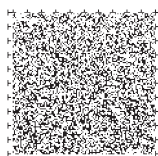
居宅での暮らしを支えます

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修 など

※ 上記は、在宅で生活している方を対象としたサービスについて記載しています。特別養護老人ホームなどの施設に関する介護保険サービスや17ページ以降の高齢者福祉サービスについての詳しい内容は、**高齢者支援パンフレット**に記載しています。なお、高齢者支援パンフレットは市役所・各総合支所・各市民センター・地域包括支援センター等に設置しています。






介護保険の申請について	申請者	本人または家族(※居宅介護支援事業者のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員に代行申請してもらうことも可能です。)
	申請窓口	久留米市健康福祉部介護保険課、各総合支所、各市民センター
お問い合わせ	久留米市健康福祉部介護保険課	(介護認定) TEL:0942-30-9205/FAX:0942-36-6845
		(介護サービス) TEL:0942-30-9036/FAX:0942-36-6845
		(指定・指導) TEL:0942-30-9247/FAX:0942-36-6845
		(介護保険料) TEL:0942-30-9240/FAX:0942-36-6845



② 高齢者福祉サービス

行方不明になるおそれのある認知症の人やその家族への支援

サービスの種類	サービスの内容
SOSネットワーク	<p>認知症等による高齢者の行方不明者届が警察に出された場合に、構成団体等との連携や、福岡県の防災メール「まもるくん」による情報発信等により、速やかな発見・保護に取り組みます。下記の「まもるくん」に登録しておく、福岡県内の行方不明者情報などを受信することができます。</p> <p>構成団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防、消防団 ● 金融機関関連会社 ● 公共交通機関関連会社 ● 民生委員・児童委員協議会 など <p>みんな登録してね!!</p> <p>まもるくん</p>  <p>または 福岡県 まもるくん 検索</p> <p>暗くなる前に早めに行方不明者届を出してください!</p> 
あんしん登録	<p>認知症等により行方がわからなくなる恐れがある高齢者等の情報を、あらかじめ市及び警察に登録しておく制度です。登録者には、ナンバリングをした緊急連絡シールを配布し、発見された際にいち早く身元の確認を行い、家族に連絡を取れるようにしています。</p> <p>登録する情報(一例)</p> <p>氏名、年齢、性別、住所、認知症や行方不明歴の有無、連絡先、本人の顔写真</p> <p>※行方不明になった場合は、SOSネットワークにより検索協力を行います。</p> <p>あんしん登録をしていると、いろんな人が捜索に協力してくれるんだね。</p> 
久留米市 認知症高齢者等 個人賠償責任保険	<p>認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものです。なお、保険料は市が全額負担します。</p>
久留米市行方不明高齢者等 位置情報検索サービス (GPS) 利用補助金	<p>認知症などが原因で行方不明になる恐れのある高齢者等の家族等に、行方不明になった場合に備え、位置情報検索サービス(GPS等)の利用に係る初期費用を助成します。</p>

その他、下記のような事業を実施しています。

一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

- 高齢者配食サービス
- 緊急通報システム
- 日常生活用具給付サービス

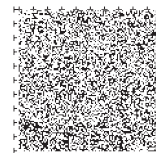
介護している家族への支援

- 家族介護教室
- 介護用品支給事業
- 生活支援ショートステイ
- 家族介護慰労金

お問い合わせ

久留米市健康福祉部長寿支援課

TEL:0942-30-9038 FAX:0942-36-6845



3 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった人が、預貯金等の管理や契約で不利益な結果を招かないように、法的に支援する制度です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

成年後見制度には大きく分けて2種類あります。

法定後見制度	判断能力がすでに不十分な状態にある人を対象とした制度です。家庭裁判所が本人や親族等からの申立てにより、本人の判断能力の状態に応じて、支援者を選びます。
任意後見制度	自分の判断能力が十分にあるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ「①誰に」「②どのような支援をしてもらうか」を自分で決め、公証役場で公正証書を作成し、契約します。

お問い合わせ

久留米市成年後見センター 久留米市長門石1-1-34 総合福祉センター内
TEL:0942-30-2732 FAX:0942-34-3090
久留米市健康福祉部長寿支援課
TEL:0942-30-9038 FAX:0942-36-6845

4 その他の生活支援

1 日常的な金銭管理や各種手続きに関する支援

久留米市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業として福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などに不安がある人の支援を実施しています。

お問い合わせ

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会
久留米市長門石1-1-34 総合福祉センター内
TEL:0942-34-3077 FAX:0942-34-3090



2 買い物・ごみ出しなどの家事支援

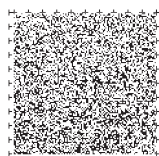
シルバー人材センターでは、『シルバーおてつだいワンコインサービス』という、高齢者(65歳以上)のみの世帯やお身体がご不自由な人のごみ出しや電球の交換などの「ちょっと困った」をお手伝いします。**10分以内の手代いは100円、30分以内の手代いは500円**で利用できます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

公益社団法人 久留米市シルバー人材センター
久留米市西町873番地7
TEL:0942-35-5229 FAX:0942-35-5974

3 消費者被害等の支援

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般における苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公平中立な立場で処理にあたっています。



お問い合わせ

久留米市消費生活センター
久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米2階
TEL:0942-30-7700 FAX:0942-30-7715